

抜本的な衆議院選挙制度改革を求める意見書

去る1月18日に民主党政治改革推進本部において、5県で1選挙区ずつ減らし、比例代表定数を80削減する衆議院議員選挙区画定審議会設置法改正案及び公職選挙法改正案を通常国会に提出する方針が決定された。

その内容は、現行の小選挙区比例代表並立制を前提に、本県をはじめ山梨、福井、高知、佐賀の各県で選挙区を3から2に減らし、区割りを変更するとともに、比例代表定数を180から100に削減するものである。

特に小選挙区制については、最高裁により、2009年の衆院選で最大2.30倍となった「1票の格差」を違憲状態と判断され、現行制度の見直しが必要となったものであるが、それを是正するための措置とはいえ、人口の案分だけの小手先の改革であると言わざるを得ない。

これでは、地方の意見が国政に届きにくくなり、ますます地方の切り捨てが進み、地方分権、地域主権に逆行するもので、到底容認できない。

また、小選挙区制は、安定した政権がつかれること、有権者と候補者の距離が近くなり、候補者の情報が得やすくなることなどの長所がある一方、死に票が多いこと、少数派の意見が反映されにくく、小政党の存立が難しいことなどの欠点が従前から指摘されているところである。

この際、中選挙区制等も含めた抜本的な選挙制度改革を十分に議論すべきである。

よって、国においては、衆議院選挙制度改革に当たって、地方の意見にしっかり耳を傾けるとともに、通常国会への関係法案の拙速な提出は行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年2月23日

徳島県議会議長 岡 本 富 治